

第六十四回国会
衆議院
地方行政委員会
議録
第六号

昭和四十五年十二月十日(木曜日)
午前十時四十五分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君
理事 小澤 太郎君 理事 大西 正男君
理事 塩川正十郎君 理事 砂田 重民君
理事 古屋 亨君 理事 山口 鶴男君
理事 小濱 新次君 理事 岡沢 完治君
理事 岡崎 英城君 理事 龜山 孝一君
理事 國場 幸昌君 理事 高島 修君
理事 中山 正暉君 理事 中村 弘海君
理事 永山 忠則君 理事 野呂 恭一君
理事 安田 貴六君 理事 山崎平八郎君
理事 豊 永光君 理事 綿貫 民輔君
理事 井岡 大治君 理事 山本弥之助君
理事 桑名 義治君 理事 和田 一郎君
理事 門司 亮君 理事 林 百郎君

出席國務大臣

自治大臣 秋田 大助君
國務大臣 (国家公安委員会委員長) 荒木萬壽夫君

出席政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君
人事院事務総局 尾崎 朝夷君
給与局長 後藤田正晴君
警察庁長官 富田 朝彦君
警察庁長官官房 片岡 誠君
警察庁交通局長 矢野 智雄君
経済企画庁総合 計画局長 大石 八治君
自治政務次官 岸 昌君
自治大臣官房長 山本 明君
自治省行政局公 務員部長

自治省財政局長 長野 士郎君
委員外の出席者 大蔵省主計局主 計官 後藤 正君
地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

十二月九日

クリーニング業の事業税軽減に関する請願(小澤太郎君紹介)(第三七五号)
木材引取税の撤廃に関する請願(佐々木良作君紹介)(第四五七号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出 第一三三号)
昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案(内閣提出第一一号)

○菅委員長 これより会議を開きます。

道路交通法の一部を改正する法律案を議題にいたします。
他に質疑の申し出もありませんので、本案に対する質疑は終局いたしました。

○菅委員長 道路交通法の一部を改正する法律案に対して林百郎君から修正案が提出されております。

道路交通法の一部を改正する法律案に対する修正案
道路交通法の一部を改正する法律案の一部を次

のように修正する。
第一百十條の次に一條を加える改正規定中第一百十條の二第二項を同條第三項とし、同條第一項を次のように改める。

公安委員会は、大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二十一條第一項若しくは第二十三條第四項又は騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第十七條第一項の要請があった場合においては、すみやかに、当該交通公害の防止に關し第四條第一項、第七條第一項、第二十二條第二項又は第四十二條の規定によりその権限に屬する事務を行なうものとする。

2 公安委員会は、前項の場合及び交通公害が発生したことを知った場合当該交通公害に關し同項の事務を行なう場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事その他關係地方公共団体の長に對し、当該交通公害に關する資料の提供を求めることができる。

○菅委員長 この際、提出者から趣旨の説明を求めます。林百郎君。

○林(百)委員 共產党から道路交通法の一部を改正する法律案に対する修正案を提出しております。これはお手元に配付してございますので、これを讀むことは省略させていただきます。

ただ、この修正案の趣旨の説明をごく簡単にいたしますが、わが党のこの修正案の趣旨は、政府案第一百十條の二、大気汚染防止法並びに騒音規制法に基づく知事の要請があった場合に、公安委員会が必要と認めるときという、公安委員会の独自の判断だけにならないようにするために、「必要がある」と認めるとき」という分を削除いたしました。そしてそれにかえて、これは人命にかかわることであるので、「すみやかに」という字句を入れたこととでございます。

わが党がこのように修正案を提案いたしましたのは、政府案では、知事の要請がありましても、公安委員会の判断いかんによつては、たとえば交通の円滑、経済活動に支障といったような理由で知事の要請にこたえられないこともあり得る、こういうことが考えられるわけでありまして、また国家公安委員長長の答弁の中にも、理論的にはそういうことはあり得るということも言われておるわけでございます。したがって、交通公害防止のための知事の要請は、人の生命や健康に直接かわるものであるだけに、このような事態にはすみやかにこたえることが必要であります。公安委員会の独自の判断で左右されるようであつてはならない。やはり直接地域住民に責任を持つ知事の要請がそのまま生かされるようにならなければならない、そう考えたからであります。わが党の修正案はそのような理由で出されたわけでございます。

わが党は、交通公害防止のためには知事にみずから交通規制をする権限を与えることが必要だと考えたものであります。またその立場で私も当委員会に質疑をいたしましたけれども、しかし、これは警察法の全体、今日の警察の体系全体の問題になりますので、道交法改正の範疇にこれをおさめるということはなかなかたいへんなこととでございます。今回ともかく交通規制で知事の要請がそのまま生かされるという、知事の権限が強化される改善の策として本修正案を提出したわけでございます。

何とぞ御賛同を得て御可決願いたいと思ひます。

○菅委員長 道路交通法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論を行なうのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

まず、林百郎君提出の修正案について採決いた

します。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立少数。よって、林百郎君提出の修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○菅委員長 高島修君、山口鶴男君、小濱新次君、岡沢亮治君及び林百郎君から五派共同をもって、ただいま議決いたしました法律案に対して、附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

この際、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。高島修君。

○高島委員 私は、この際、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党及び日本共産党の五党を代表して、道路交通法の一部を改正する法律案に対して、次の附帯決議を付したいと思ひます。

案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、交通公害の予防に努めるとともに、交通公害発生の場合には、迅速かつ適確な防止措置が講ぜられるよう、左の諸点について万全を期するべきである。

一、道路の交通に起因して生ずる大気汚染、騒音および振動に関する総理府令、厚生省令を早急に作成し、法の実施に遺憾なきを期すること。

二、公害の監視、測定を行なう都道府県知事と交通規制を行なう公安委員会とは、常時連絡を緊密にし、交通公害防止のための交通規制に万全を期すること。

三、公安委員会は、広域にわたり影響を及ぼす交

通規制を行なう場合に意見をきくこととなる関係行政機関の長と常時連絡を密にし、緊急の場合においても、事態に即し、すみやかな交通規制が実施できるよう遺憾なきを期すること。

四、公安委員会は、交通の安全と円滑をはかり、または交通公害の防止をはかるため、必要があるとき、道路の構造の改善等について、道路の管理者または関係行政機関の長に意見を述べることとし、道路管理者等は、その意見を尊重して必要な措置を行なうものとする。

五、交通公害防止のためには、発生源である自動車の排出ガス等の規制が根本であり、このため新たに生産する自動車およびすでに販売されている自動車に対する規制を強化するとともに、無公害自動車の研究開発および燃料の改善を早急に行なうこと。

右決議する。

以上でございます。何とぞ皆さまの御賛同をお願いいたします。

○菅委員長 本動議について採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立総員。よって、高島修君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

国家公安委員長から発言を求められておりますので、この際、これを許します。荒木国務大臣。

○荒木国務大臣 ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、この御趣旨を十分に尊重いたしましたして努力してまいりたいと考えます。

○菅委員長 おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菅委員長 昭和四十五年度分の地方交付税の特例等に関する法律案を議題とし、質疑を行ないます。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。林百郎君。

○林(百)委員 私のほうの党といたしましては、この原案について棄権の態度をとる予定でございますが、なぜ棄権という態度をとるかというこの趣旨を含めて、一問だけ質疑を、他の同僚の御了解を得てさせていただきたい、このように思っております。

積極的に賛成できない理由は、第一には人事院勧告の内容でありますけれども、人事院勧告については、よく人事院総裁は上に薄く下に厚いと言いますけれども、この内容を見ますと、事実上は上に厚く下に薄い。たとえば局長クラス以上の指定職の給与については、民間企業の役員の給与を考慮して改善したとして、一般職員の賃上げ基準を大幅に上回った引き上げをしておるわけでござい

ます。たとえば局長クラス指定職の七号俸の甲というのを見ますと、月額三十三万円が四十万円になって、二五%のアップになっております。ところが、一般職の行政職(一)の係員クラスを見ますと、月額二万五千二百八十円が二万九千五百円、一六・七%のアップになっております。したがってこれは人事院の言うように、上に薄く下に厚いのではない、やはり上に厚く下に薄いという実情だと思ひます。それから高齢者の昇給制限を見ましても、対象者は五十八歳以上は最初の昇給期間を十八カ月、その後の昇給期間を二十四カ月を下らない期間として、高齢者に対しては非常に冷酷な言つても過言でないような措置がせられております。その他この人事院勧告を実施するために

は、人員の縮減、合理化、強制配転など、このようなものがその内容として含まれておるわけでござい

ます。さらに今回の特例法は、五百五十億を措置するについて、交付団体は九十億、不交付団体で二十五億、合計百十五億円の節約額を予定しておるの

であります。それはどこから一体捻出することになるかということになりますと、これは非常な大きな合理化が予想されているわけでござい

ます。このように本案に対してはわれわれが積極的に賛意を表することのできない側面がござい

ます。しかし、給与の改善に伴う金繰りの措置でありますので、これはかりに人事院勧告が上に厚く下に薄いと

しても、公務員としてはこの際ベースアップをするということについては、これはわざわざ家計が潤うことであるし、わが党はこれに反対はいたしません。したがって、この地方公務員の給与改善の金繰りは、地方自治体としてはどこから借金をして資金をつくらなければならないとい

う事情にあると思ひます。しかし、政府は、地方交付税交付金の算定にあたって、当初から基準財政需要に給与改善のための費用を十分見込まない、押えておる、ここに問題があるとわが党は思

うわけでござい

ます。これに

問題があると思ひます。しかも政府は、現在地方交付税交付金から九百十億円の借り上げを依然としてしておるわけでござい

まして、資金繰りの措置が必要であるとい

うことは認め

ますけれども、大蔵省と自治省とのこの関係についてはわれわれは賛意を表するわけにはいかないわけでござい

ます。したがって、われわれは将来人事院勧告があつて国家公務員の給与が引き上げられた場合には、地方公務員の給与が地方交付税交付金の中から捻出できるようにあらかじめ地方交付税交付金にベースアップ分を十分組んでおくように、地方交付税交付金の増額を要求したいと考えておるわけでござい

ます。このようにして、わが党といたしましては、人

事院勧告の内容、そしてこの金繰りのやり方については反対の点がございすけれども、地方公務員の苦しい生活の真情を考えますと、このような内容のベースアップであつても、そのベースアップが地方公務員の生活に若干でもプラスになるといふ点を考えますと、これに機械的に反対するわけにいかないといふことから、棄権という態度をとりたいと目下のところ考えております。

そこで、質疑でございますけれども、やはり将来には地方交付税交付金の中に、どうせ毎年人事院勧告のベースアップ分がありまして、物価高のいろいろの指数も出ますので、これを十分に地方交付税交付金の中に組むように地方交付税交付金の増額を考えたと思ひます。また地方財政の中から借金をすると、さらに今日あるように九百十億の金を中央の大蔵省が地方財政から借り上げるといふような措置はすべきでない、こういうふうに考えますが、この点についての政府の考え方、すなわち一つは、基準財政需要額に給与改善のための費用を十分に見込んで、そして地方交付税の増額、そのために場合によつては地方交付税の率を上げるといふことも含めて、地方交付税の増額をわれわれは要求をいたしますが、この点はどうかといふこと、そして地方財政が豊かだと称して今日政府・大蔵省の行なつていふように、地方財政から大蔵省が金を借り上げる、現在九百十億残つていますけれども、このようなことはすべきでない。この二つの点について政府側の答弁を求め、この法案に対するわが党の態度を明らかにして、私はこの法案に対する態度表明と質疑にかへたいと思ひますので、御答弁を願ひます。

○大石政府委員 本年度も交付税の中にベースアップ分といふものは含んで算定をしたわけでありますが、実情において非常に大きなベースアップといふことになりまして、あらかじめ予定をしました分をオーバーをすることになりましたので、そのような措置にならざるを得ないと思ひうなわけでありす。ただ、地方公務員の場合も国家公務員に準ずるといふことを考えておりますので、

いわゆる国家公務員の場合において予定されるというふうな、地方公務員も数字的にはやらざるを得ないといふ一つのものがあつて思ひますので、それに従ひますと申しますが、そういう形をせざるを得ないと思ひますが、御趣旨の点は十分われわれも氣をつけたと思ひます。

それから第二点は、借り貸しはもうやりたくないといふ気持ちで費くつもりでございます。

○林(百)委員 それでは私の質問はこれで終わります。

○菅委員長 和用一郎君。

○和田(一)委員 昨日に続きまして交付税に対する質問をさせていただきます。

原則論を私最初にお聞きしたいわけでございますけれども、きのうもちよつと例にあげましたところの一つの雑誌、これは「地方議会人」という雑誌なのですけれども、その中にいまおいてになりました長野財政局長の論文、それから大蔵省の雑誌がどうのこうのといふわけじやありませんけれども、この中で、地方はいわゆるこれからの一九七〇年代の社会資本の不足をどうしても補わなければならないという自治省としての前向きな考え方と、それから地方団体は財政力が裕福になつてきた、好転してゐるといふような二つの論文の相違点が出るわけでありすけれども、それについて一つ一つ主計官とそれから自治省当局にお聞きしていきたい、こう思ふわけでございます。

それで、きのうは、例の貸し借りの問題と今回の五百五十億の問題をお聞きいたしましたけれども、その前に各種の長期計画が現在計画されております。また実施されておりますし、またここで改定されようとしております。たとえば道路の五カ年計画であるとか下水道、住宅、海岸、港湾、清掃、交通安全、社会福祉のような、どれを見ても国民生活には欠くべからざる施策がこれから行なわれようとしております。そういったことが行なわれなかつた場合、たとえば交通安全の施設です

か、交通管制システムというのは、新しい施策でもつて五カ年計画をやつていく。その五カ年計画は三千七百億であるといふうなことが警察庁のほうで発表されました。まだ閣議決定にはなつておりませんけれども、たとえばその内容を見ますと、昭和四十六年度、明年度だけをみてみましても、大田地方の負担分が約四百億くらいになつて、そのように道路であるとか下水であるとか、一ぱい地方の負担といふものが出てまいります。まだはっきりした数字はおそらくないでしょうけれども、どういふものが改定されるか、また大体どのくらいの見込みを持っていられるか、ひとつ自治省当局からそのことについて御答弁を願ひたい。

○長野政府委員 各種の長期計画の改定というお話でございますが、まだ中には具体的にはかたまりないものもございすので、その点について国、地方、どれだけの費用が全体としてかかる計画かといふのははっきりしない面もございす。

ただ第六次の道路整備五カ年計画であるとか、それから港湾の整備の五カ年計画、下水道整備の五カ年計画、新空港整備の五カ年計画、社会福祉の緊急整備の五カ年計画、道路交通管理施設等の整備の五カ年計画、そのほかには第二期住宅建設五カ年計画といふように、いろいろ五カ年計画がございす。これらの中には内容の一応かたまりた道路整備五カ年計画といふようなものと、それから内容のはっきりいたしません社会福祉緊急整備五カ年計画あるいは住宅の第二期住宅建設の五カ年計画等、いろいろあるわけでございます。私も現在これらの中に点につきまして、関係各省との間でいろいろ折衝をいたしております。いずれにいたしましても、これらの長期計画には、それぞれ問題を持つております。しかし、全体として社会公共施設の整備という方向をねらつておるとは、そのとおりでございますが、それに対して国と地方との間の負担区分といふことが、役割りの問題、それからいままでの考え方を踏襲しただけでは、なかなかそういう意味での実効が期しが

たいというものもございすから、そういうものにつきましては、財源対策、その他も関係をしてまいる。それから対象事業によりましては、たとえば空港なんかの問題のようなもので、空港についての用地問題について、どれだけ国が補助なり負担なりの対象にするかといふようなことは、従来どおりの考え方ではなかなか第三種空港といふものの整備がむずかしいのではないかといふようなこともございす。港、港湾整備につきましても、フェリーボートのための港の整備のために特別な組織をつくりたいといふような問題など、いろいろの問題をかかえておるわけでございます。これらの点につきましては、目下いろいろ検討を加えながら、関係各省との間で折衝をしておるといふ段階でございます。

○和田(一)委員 いずれにしても明年度からの地方公共団体の需要額がふえるといふことは、これは間違いないわけですね。その点について……

○長野政府委員 これらの長期計画によりまして飛躍的に整備をはかるということになりますと、地方の負担といふことが、地方の負担にかかわるところの需要といふものは非常にふえてまいります。

○和田(一)委員 それからもう一つお聞きしたいのですが、同じような質問ですけれども、公害のいろいろな法案が現在出されております。特に下水道、これは流域下水道とか、それから下水道の中でも一番大きな問題は、三年間の間に水洗便所を完備しなければならぬ。それに対して地方負担分としては幾ら幾らといふことはきまつておりませんが、これはもう地方公共団体にとつては、どつちかといひますと、えらい問題です。そういう制度の新設、それに対して財政局長、どういふ見通しを持っておられますか。詳しいことはまだでしようけれども、おそろく便所の場合なんかよく考えますと、いま公共下水道でちゃんとやつてゐる場所でも、市によつて違いますけれども、五万円とか六万円とか補助しておりますが、なかなか借り手がない、そういう現状ですね。で

すから、よほど有利にしてあげないと、住民としてはたいへんだらう。これは三年間でやっていかなければならないというが、おそらく市町村の長の人たちは相当頭を痛めていると思うのですが、そういう問題についての御意見、これは重要だと思ひますけれども、いずれにしても、この下水道法案がいま出されているのですが、委員会を通ったと思ひますが、自治省としてはどういうふうに考えているか、これをお聞きしたい。

○長野政府委員 下水道整備五カ年計画が総計二兆六千億というふうなことで、緊急に整備をいたしませんという、現在市街地地区に対する下水道の普及率が二〇%をちょっとこえているぐらいというたいへん低い割合でございます。そういう意味では、都市施設の中でも基本的なものということになるわけですが、ただ、実情は、下水道がだんだん事業として地域地域について末端までの配管ができてきても、水洗便所等の切りかえということがなかなかできない。そういうことになりまして、せっかく整備いたしました下水道に対しての効率も非常に悪くなりますし、また下水道に要しました経費というものを償うことができないというところで、財政的にも非常な赤字の原因になる。そういうことで下水道法におきまして、水洗便所施設というものの設置の義務づけということが行なわれるということでございます。

自治省としては、やはりそういう現状から考えますと、融資措置というものが現在考慮する措置がされておりますし、融資をしても、なおかつ水洗をつけてくれない、こういうことになりまして、地域によつては水洗をつけてくれた家、水洗をつけてくれない家というふうな交互に入りまじります。そうしますと、水洗のほうは、それで済みませうけれども、それ以外のところには、相変わらずくみ取りというもののサービスをしなければならぬというところで、下水道の維持にも非常に事欠きますし、またそういうくみ取りというふうな仕事を、相変わらず非常に非能率的な形でなさなければなら

ない、こういうことは、私どもはどうしても避けてほしいと思ひます。やはりそういう融資措置が講ぜられなければならない、ある程度水洗化というもののについて国全体としても協力をして、そうして近代的な都市施設の整備に従つて生活の近代化にもなるのでございまして、ぜひそういう理解のもとに進められるということが必要なのではないか。そういう意味では、ある程度の義務づけというものは、こういう社会に住む国民として当然守られなければならないものではないだろうかという気がいたします。自治省としても、その方向には賛成をしております。

○和田(一)委員 大臣にいまの問題でちよつとお願いしたいのですが、いまの水洗便所の問題ですけれども、大体幾らくらいかかるかわかりませんが、自分の便所から管を通すということで、いわゆる工費がかかります。市町村としては、おそらく貸しつけであるとか補助を出すと思ひますし、現在そういうことをどこでもやっているのですけれども、結局自己負担が多いのですから、なかなか進まないという状態です。いま財政局長から御答弁がありましたように、自治省としても考えようというお話がありましたけれども、財政負担が可能な方はやるでしょうけれども、可能でない方はやれない。それで、現在きたない話ですけれども、バキュームカーが回っているわけですが、そのバキュームカーの回っているところ、あつちこつち水洗ができてしまった。だけれども、ところどころにまだくみ取りがある。そう

なつたら、くみ取り業者の生存権になつてくるわけですね。なくしてしまふわけにいかない。といつて今度は料金の値上げということにもはね返ってくるし、あの販売だけはストライキをやられてはどうにもならない。そうなつてまいりますれば、これはもう三年間でやるのだったら、びちつとやつていかないと、これは住民生活に大きな問題になつてくる。これは自治省としてもよほど考えまわらないと、ただ一戸毎五万円くらい貸しつけますくらいでは、絶対に進んでいかないと思ひ

ます。ですから、下水道法が上がりまされども、おそらく閣議には自治大臣も出ていらつしやうと思ひますが、いま財政局長が御答弁になつたように、考えようというところは当然でありますけれども、これはゆるがせにできない問題です。いかげんにやつたら、えらい問題になつてしまふ。そういう点について、ひとつ大臣からお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○秋田国務大臣 実は私の家でも水洗便所にしろと女房から言われて、さあその金をどうしようかというので、私も苦労しておるのです。ほんとうでございまして、隣のうちがやるからすぐしなればいけない、これをしてくれないと、あともうやつてくれないのだというところで、なかなかこれは私も切実な問題です。それで、内地では大体平均五万円、北海道では六万円かかるという標準施設費だそうでございまして、そこで、地方ではやはり融資の制度を確立いたしました、償還年限五年、月額千円という程度で済むような融資制度をとつておるところが多いのですが、これが完全にいきません場合には、たゞいま和田先生のおっしゃつたとおりの問題が出てくるわけでございます。生活保護世帯に関する措置は別といたしまして、一般世帯に対するこの措置をぜひ徹底させなければいけないと思ひます。この点につきましては、なおよく事務的に調査をいたしまして、極力この制度の徹底を期して、たゞいま和田先生がおっしゃつたような問題の生じないようにつとめたいと考えております。

○和田(一)委員 これだけはほんとうに重要問題と思ひますので、ひとつ御検討願ひたい。さらに、また大臣にお聞きしたいのですけれども、まだ決定でございませぬが、国鉄の赤字路線の負担ですね。盛んにのろしが上つておりますけれども、これについては大臣のお考えはどうですか。

○秋田国務大臣 この問題は当委員会でも休会中に問題になりまして、私からもお答えをしていますが、要するに、地方自治団体に今日の国鉄の赤

字の責任があるとは考えられません。この国鉄の赤字路線対策として、いろいろの対応の措置がいわれておる。しかし、要すれば地方財政で持てということになるわけでございます。特に交付税あるいは地方特別交付税等で見ると、お話がございまして、運輸大臣からも直接私に御交渉がございまして、しかしながら、地方交付税の性格から申しまして、はなはだしく不合理な話でありまして、私としては引き受けるものでないことは当然でございまして、はつきりお断わりを申し上げておきました。あるいは地方で特別の公社をつくつたらどうかというふうなお話もございしますが、自治省といたしましては、いずれにいたしましても、地方財政が赤字を引き受ける、あと始末をするということには反対でございまして、さようなことのないように、かたく措置をとるつもりでございまして。

○和田(一)委員 自治大臣と、それから財政局長がお答えになつたように、とにかくたいへんには違ひないと思ひます。主計官も自治省を担当されていらつしやるので、お考えは大体おわかりになつていらつしやると思ひますけれども、大蔵省、どうですか。たとえば三年間も連続して交付税を国のほうに貸した、こういう問題。まあ、いつ返すかはつきりきまつていないからいいやなものの、いずれにしてもその根拠というところは、地方のいわゆる財政好転論というのがあるわけですね。それについての主計官のお考え、大蔵省のお考えが一番いいわけですが、お聞かせ願ひたい。

○後藤説明員 国と地方公共団体の関係でございしますが、これは相対立する関係では絶対にはないと思ひます。これは国と地方公共団体が、国民各層と申しますが、いろいろの層からのいろいろな行政需要につきまして、お互いがどの段階でやるのが能率的であるかあるいは住民サービスが徹底するか、行政コストとして安いか、いろいろな観点から事務配分を財源配分をしながら、それを相補完しながら、そういう需要をまかなつてきておるといふのが現状だらうと思ひます。

これにつきまして、過去いけば御案内のように、交付税創設当時は、二十九年でございすが、その当時交付税率というのは国税三税の二〇%程度でございました。それが現在では三二%になっておる。あるいは地方税関係につきましても、いわゆるたばこ消費税とか、あるいは特別トシ納税とかあるいは地方道路譲与税とかいろいろな譲与税の措置、あるいはさらに国庫負担制度につきましても再建整備から後進地域のかき上げ、それからその後におきます各種地域立法に伴います補助率のかき上げとか、こういうことをしながら、お互いが車の両輪のように回って行政需要をまかなってきただろうと思っております。

いまの好転論でございすけれども、これはいわば国と地方、両方の比較論と、それと地方の過去と現在との比較論という二つの観点があるかと思うわけでございすけれども、たとえば交付税率の引き上げ、最近大幅な引き上げがございした。四十一年当時は確かに経済の落ち込みがひどくて、その当時いわば所得、法人、酒、三税というものは二兆三千で、結局一%引き上げということでは二百三十億の引き上げを意味したわけでございすけれども、四十五年、地方財政計画と申しますか、国の当初予算では五兆三千というふうな、一%、五百三十億になっております。来年はそれがどうなるか。法人税等の見方が非常にむづかしい問題でございすけれども、そういうふうな四十一年当時と今日ではかなり違つてきておる。四十一年当時、財政計画上、いわゆる私どもは地方交付税、地方税、それから地方譲与税等、一般財源と称しておりますが、この総額の見込みでも千五百億くらい増加見込みであつたものが、四十五年度には約九千億、八千九百六十何億というふうな一般財源の増加状況になってきておるといふうなことで、——いまの地方の行政水準が満足であることは決して申ししておりません。これは自治省も申ししておりますように、地方道をとってみましても、それから環境衛生、い

ろいろなものをとってみましても、これも決して十分なものではございせん。非常に不足なものだらうと思ひます。しかし、それは同じように、直轄のいわゆる一級国道をとってみましても、特定重要港湾をとってみましても、いわば直轄河川の改修をとってみましても、国のほうもなかなか思うようにいってないというものが現状でございす。いま御指摘がございしたのが、やはり国、地方というものはそれぞれの財政需要等を勘案しながら、お互いが協力するところは協力して合つて、全体として適当な財政規模の中でのいかなる行政需要をまかなつていく筋合いのものじゃなからうか、このように考えます。

○和田(一)委員 お説よくわかりました。

それで、いまの交通事故、先ほども道交法が上がりましてけれども、一年間に約一万七千名の方が現在でなくなつていらつしやる。そうして死傷者合せて年間百万人、結局自動車増加に追いつかない道路ですよ。その道路の大半は、はつきり言ひまして地方道ですよ。さらにいま公害が起きています。カドミウムの入つておるお米を配給して、どこかの都市で食つてしまつたということ、がきのうの新聞に出ておりましたけれども、重金属がお米に入つてゐる。現実に公害が進んでゐるのです。それをやめていくのは、そういう面から考へて、地方なんです。

もう一つこういうこともあるのです。たとえば義務教育の施設整備。これは自治大臣もひとつお聞き願ひたいのですが、いわゆる人口急増地帯、どんどんふえてゐるところがあります。確かに校舎をつくつた。義務教育の施設をつくつた。小学校で三分の一、中学校では二分の一の国のはほんの微々たるものです。ほとんど地方団体の単独事業なんです。いわゆる国のほうの補助対象事業、義務教育の施設整備に占める補助対象事業の量は、一般の市町村では七二%となつてゐるけれども、人口急増市町村では四五%だといふのです。あとはみな地方の財政負担になっておる。い

まおつしやつたことはわかります。けれども、ほとんど住民の生活をささえてゐるのは地方だと私は思ふのです。国のほうも、それは港湾であるとか一級道路であるとか空港であるとか、これは当然です。だけれども、空港にたつて地方の負担が入るのです。そういう面から考えますと、私は、交付税の三二%の率、これは今後ますます上げてもらわなければならないというように考えておりますけれども、しかし、やつとこで地方の人たちが獲得した税率を、その中から借りるのか——それは去年の話で、ことしは借りないと思ひますが、それはわかりませんが……

もう一つはこういうことがあるのです。国民健康保険の国庫負担分の五%を都道府県に肩がわりさせる、それから義務教育の教科書の五%とか一〇%とかを肩がわりさせる、さらに地域立法のかき上げを廃止する、さらに国庫補助職員の切り捨てというのにはどうしようお考えなのか、そこところがぼくらにはよくわからぬのですが、よくわかるように御説明願ひます。

○後藤説明員 いま先生御指摘のような、国保について五%の都道府県負担導入とか、義務教育についてのある負担の導入とかいうような具体的なお話があつたわけでございすけれども、国庫補助負担制度と申しますのは、地方事務は、いわば固有事務とかいろいろな事務の考へ方がございすが、それについて、それぞれが十分な財源を持つて独自でやれるということが一番望ましい姿でございす。しかし、税源の偏在状況等から考へまして、交付税制度というふうなものがございすものと、やはりいろいろな事業の性格に應じまして、国が進んで、奨励的な意味と申しますか、全国的にナショナルミニマムというふうな線である程度の補助金を出して整備をしたほうがよいとか、あるいはともすればあまりやりたくないようなことでも、将来を見渡したところ奨励的な補助金を出してやらしたほうがよろしいとか、いろいろな補助金についての性格があると思うわけでございす。こういう補助金というものは、やは

りいろいろな社会経済情勢の変化に應じまして、いろいろな補助金の廃止、あるいは地方の一般財源を回すということもありましようし、それから状況によつて、いろいろな補助金は戦前からございすけれども、いろいろな意味合いにおいて、事業の性格、重要性等に應じて、やはり補助率のかき上げというような措置もいろいろとつてまゐつております。それから地方が単独でおやりになつておるようなことも、新たに補助事業として採択するといふような面もかなり強く入つております。しかし、国も、御案内のように、全体としての国民租税負担率といつたようなかつこうで財源が押えられておりますし、それからいまは予算制度といふものが制度として確定しておる限りにおいて、かなり当然増経費といふものがございす。したがつて、新規施策の財源は非常に窮乏な状況にございすし、したがつて、何か新たな事業をやるといふことになりまして、やはり既存の補助金等の見直しを行なつて、地方に御協力願ひものは御協力願ひというふうな方向で検討せざるを得ないといふことだらうと思ひます。

○和田(一)委員 いわゆるさいふは一つだから、入つてくる金もきまつてゐるからといふことはわかるのですが、ことしはどうなんですか、やはり交付税のほうから幾らか国へ借りようかな、そういう話が大阪省内にあるのですか。

○後藤説明員 非常に困つた御質問でございすが、財政制度審議会が現在審議を継続しております。四十四年度中に自治大臣と大蔵大臣との間で、当分の間お互いに交付税率の引き下げとか引き上げとかいふふうな問題は言ひたくないにしようといふこと、それと貸し借りはできるだけ避けようといふふうな覚え書きをかわしてございすし……(それを破つたじゃないか)と呼ぶ者あり)申しわけございせんが、まあ四十五年度はできるだけそういう方向でまいつたわけでございすが、万やむを得ないでお借りしたといふふうな事情にありますが、現在審議中でございすし、御案内の

ように、年度間調整制度ということにつきまして、自治省と大蔵省の間で、かなりその調整の基準であるとか調整の段階であるとか、いろいろなことについて意見が相違っております。これは非常に重要な問題でございますので、それぞれ両省十分協議し合いながら、お互いが納得のいくような線でないといふ、私はなかなか制度としての確立はむずかしいかろうと思っております。そういうことで、現在大蔵大臣の諮問機関であります財政制度審議会で審議がされておることをごらんべんを願います。

○和田(一)委員 その財政制度審議会の中で、交付税のいわゆる貸し借りの問題も審議されているのでしょうか。そうなんです。そのとおり解釈していいのです。

○後藤説明員 貸し借りという具体的な問題は、まだ審議されておられません。

○和田(一)委員 自治大臣、この点いかがでしょうか。そういう気配が見えてくるのでしょうか。○秋田国務大臣 貸し借りの問題は、どうも、当委員会でもしばしば問題になりまして、前回はやむを得ずいたしました。次回からは、これを避けまして、決してしないという覚悟を私はたたくきめ、事あるごとく機会あるごとく大蔵大臣にはその私の意思を申し上げておるところでございます。

○和田(一)委員 とにかく貸し借りは、主計官も、自治省担当なんです。局内で反対してもしたいと思ふのです。でないと、また委員会へお呼びしてお聞きしなければならなくなる。

もう一つ自治大臣に聞きたいのですが、ただいまの人口急増地帯の義務教育、この補助対象事業の充当率なんです。この補助対象事業の充当率が、あまりにも低過ぎる。特に人口急増地帯の補助対象事業というのは、四五%なんです。あとの五五%は全部単独負担です。これはおたくのほうからもらってきた資料なんです。間違いないと思います。これは子供がふえた、ふえたからすぐつくれといつても、間に合わないのです。前につくっておかなければならぬ。そしてどうぞお入りなさ

いと持っていかなければならない。それだけにこれはえらい問題なんです。それに対して、ひとつこの人口急増地帯のいわゆる義務教育の施設整備費についてどうお考えになつていらつしやるか。それから主計官ひとつ……

○秋田国務大臣 人口急増都市における義務教育施設につきましては、これがこれら該地方公共団体の財政を著しく圧迫をいたしております。現況を重視いたしまして、自治省といたしましては、いろいろの対策を研究いたしまして、文部省ともお打ち合わせをし、文部省側から御賛成を得て、その点につき大蔵省に概算要求をしております。

その内容は、一定の数値によりお子さんがふえておる都市における校舎その他施設の補助率を三分の二にし、かつ用地費を半分は持つていただく。そしてただいま先生のおっしゃつたとおり、現状は、子供が入つてからようやく敷を調べ、九月ごろに該都市町村の議会で定める、それから建設にかかる、あととになる、プレハブ校舎になるという現状でございます。三年くらいは趨勢をとつて、そういう点にあらかじめ手配をするということによつて、先生のいま御指摘のあつたような不便を取り除こう、こういう案をつくつて、文部省からもこれを提案されておりますので、できますれば、ぜひこれを實現いたしたいと、かたく要求をし、文部省ともどもこれが實現をはかつておるところでございます。

なお、これらの市町村における過去の累積起債につきましても、元利についても特別の助成、補助的な措置を講じたいと考えております。

○和田(一)委員 主計官の答弁の前にもうひとつ。人口急増のあり方ですけれども、一年間にひととところは倍ぐらいいつとふえるところもあるらしいですね。ひどいらしいですよ、これを見ますと。だから、それは一カ所か二カ所くらいはデータが出ておりますけれども、とにかく徐々になつていくのではなくて、がさつとふえるという、そういうふうでございますので、それを念頭に置いた上で、ひとつ主計官、お答え願います。

○後藤説明員 人口の急増しております市町村につきまして、義務教育施設費が確かにたいへんな財政問題であるといふことは、先生の御指摘のようには、私も思つております。しかし、人口急増市町村と申しますと、どちらかといひますと、現在のところ、首都圏とか近畿圏、中部圏、新産、工特圏というような地域でございます。やはりこれらの地域につきましては、御案内のようには、ある程度のいわば利子補給の制度であるとか、市町村事業についてのかさ上げの制度とか、こういうものもすでに設けておるようでございます。

問題は、それと同時に、やはりこれは人口が急増することによつて、それからいろいろ工場ができるとか団地ができるということによりまして、事業税とか固定資産税とか不動産取得税とか住民税とか、いろいろな税収の増加も将来期待できる。問題は、そういう増収を期待できる時期と、現実には投資しなければならぬ時期とのギャップの問題がかなり大きな問題であつて、結局その間、現在のいろいろな財源手当てを見ましても、かなり起債措置にたよつておるといふ現状でございます。それが、現在の起債がどういふ条件でどういふふうな循環サイクル、まあ償還条件と申しますか、そのようなことによつてカバーされるのか、そういうふうないわば実際の財政状況等も見ながら現在検討しておりますが、何ぶん、いま出されておる文部省のほうの状況は私は知りませんが、来年度だけで三百八十億というふうなかさ上げの要求、用地補助の要求でございます。四十六年度のいろいろの予算編成とからみまして、やはり慎重に審議していかなければならない問題である、このように考えております。

○和田(一)委員 慎重審議だけじゃなくて、ひとつ前向きに取り組んでもらいたいと思うのです。主計官、これはほんとうにお願ひします。主計官、前向きに計算してもらいたい。

それから四十七年度には沖繩が返つてまいりますね。沖繩についてはどのようにいゆる交付税の対象にされるのかどうか、これを一つ財政局長

からお聞きしたいと思ひます。

○長野政府委員 沖繩が完全に返還を受けました場合には、交付税法が適用されることは当然でございますし、そういう意味では、交付税の対象区域つまりほかの府県や市町村と同じ形で対象地域になることは当然でございます。

○和田(一)委員 そうしますと、三二%じゃワクが少なくなつてしまひますね。その点どうなんですか。

○長野政府委員 その点につきましては、沖繩の關係におけるところのいわゆる収入とそれから需要といふものがまた新たに加わつてくるわけでございますから、そういうものの加わり方によりまして、交付税率の変更をする必要があるということになれば、これは変更をするということに相なると思ひます。

○和田(一)委員 大蔵省、どういふお考えですか、その点については。

○後藤説明員 ただいま財政局長から申しましたように、沖繩の税制というのは、国税それから県税相当、これはどういふふうに分けられるか、現在非常に問題でございます。したがつて、復帰時にどういふふうな税制をしくかという問題もありまふけれども、一体どの程度の国税があがり、それに伴つて交付税——三税にどの程度はねかえるか、あるいは逆に今度は基準財政需要としてどのくらい見るといふふうな問題が一つということと、もう一つには、交付税は、私はやはり大蔵省の一員といたしまして、やはり交付金といふふうな考えをしておりますし、交付税交付金につきましては、六条の三にありますが、いわば率というよりも、地方の一般財源不足額と普通交付税総額との乖離の關係がやはり一番重要な問題だといふふうに考えますので、やはり復帰時点におきまして財政見通し等によりまして検討してまいらうなことでないかろうかと考えております。

○和田(一)委員 沖繩は一応置きます、時間があきませんから。公害問題で今度は相当要る。きのうからも、

きょうも同じような御答弁がございました。大蔵大臣もおとこの大蔵委員会で、交付税で見ているというように、御答弁されたそうです。さらに不交付団体に対しては特交または補助金を考へる、こうなっているわけですね。今後交付税の中のいわゆる単位費用積算の新しい費目をつくらなければならぬ。その点についてどうでしょう。現在では、公害に対する交付税の中で、県では平均千二百二十四万一千円、それから市町村ではわずかに八十四万五千円です。この点についてどうでしょう、財政局長。

○長野政府委員 現在交付税の上で考えております公害対策経費と申しますものは、いわば公害関係の行政を執行するための人件費とか測定のための機械器具等の費用というものを中心にいたしまして、言ってみれば、公害プロパーと申しますか、そういうような関係の経費について算入をいたしておるわけでございます。その関係では、標準団体におきましては、先ほどお話がございましたが、府県におきまして三千二百三十五万九千円、四十五年度でございます。それから市町村分につきましては、標準団体で百六十二万四千円というように額を基準にいたしまして、交付税全体に算入をいたしております額は県分といたしまして二十億、市町村分といたしまして十億、合計三十億ということで一応算入をいたしております。

○和田(一)委員 いまの御答弁は現在でしよう。三十億というのはどのものですか。全体で三十億ですか。——いづれにしましても、今後増を考へられますか。

○長野政府委員 この公害関係につきましては、一つは国で責任を負うべき分野と事業者が負担を負うべき分野、それから地方団体の負うべき分野、こういうふうに分かれるわけでございます。今回のいろいろな公害関係の立法で、都道府県知事を中心にして規制権限をゆだねるというような道が相当いろいろ開かれるわけでございます。そういう場合には、やはり国の行政を行な

うという立場における知事の立場ということになるわけでございますから、そういう意味では、それらの役割の新しい仕事を受けて持つといたしましても、これは当然に全部それに要する経費が地方の負担というわけではなないと私は思っております。むしろそういう面では、国が当然に措置をしていく、国費をもつて措置をしていくという分野が非常にあります。しかしながら、同時に地方団体が受け持つ分野ももちろんございますから、その点につきましては、地方が負担をすべきものについての新しい財政需要というものは交付税措置その他によって十分反映をさせていく必要がもちろんあると思ひます。

それから事業の執行という問題になってまいりますと、この公害対策事業というものにつきましても、の執行にも同じような三者のかかり合ひというものがあつてございまして、実際の事業を行ないます主体は、主として府県、市町村、特に市町村だと私は思つております。したがいまして、その関係で三者のかかり合ひあるいは事業量の問題を考えますと、これに対して措置をする場合にも、地方だけが措置をするということではなく、国としてもその事業実施の円滑化のために、促進ができるような意味での財源措置の充実というか、あるいはそれを補助負担制度の充実という形でぜひ行なっていくことが私は必要だと思ひます。それに対する地方の負担分につきましては、これはまた一般財源的な措置を必要とすることも当然でございます。そういう面では、たとえば交付税の問題で考えましたならば、需要額の増加が交付税の中でも適正に算入されるようにすべきであらうと考えております。

○和田(一)委員 それから、今度話がまた変わりますけれども、今回の五百五十億の問題でありますけれども、この財源不足団体に対しては五百五十億。これは逆に財源超過団体ですね、超過団体のところの計算をずっと読んでいきますと、六十五億不足になつていふのですけれども、この点についてはどうされますか。財政局長。

○長野政府委員 今回お示した資料の中では、確かに六十五億不足のような計算になつておりますが、これは従来いわゆる不交付団体には算定上超過財源が非常にあつたわけでございまして、いまのこの関係における不足の六十五億というのは、当然そういう超過財源によつて消されていくという見込みのついている中の一部になるわけでございます。そして、そのために特別な措置は必要でない、こう考へております。

○和田(一)委員 超過財源が確かにあるかどうかはつきりしないと思ひます。こういうことは大蔵省の方が、どうせ超過財源があるのだから、六十五億不足であつてもだいじょうぶだからというので、好転論ということになつてくるのではないかと私思ふのですけれども、それは別にしまして、もう一つお聞きしたいのです。

自治大臣にお聞きしたいのですけれども、清掃法が改正になつて、廃棄物処理法になつた。一般廃棄物と産業廃棄物とに分かれて、産業廃棄物の処理業者というのができることになりましたが、処理業者のいわゆる料金、廃棄料ですね、処理料が条例で定めるといふように今回なつてないのです。その点について自治大臣、御意見を。おっしゃらなかったのかどうかかわりませんが、廃棄物の処理業者というのはいわゆる生殺与奪の権を持つていふのと同じなんです。一応値段をきめて、さらに物価が上がつたら値上げしたい、値上げに反対したら、これこそストライキをやられたらどうしようもないのです。私も尿尿くみ取り業者のそういう問題でいやというほどその点は体験しておりますけれども、やはりああいったものも各地方団体の条例でちゃんときめていくようなやり方ではないと、今後地方団体が困っていくのじゃないか、こう思ふのです。いま資料がなければあとでけつこうでございまして、その点についてはひとつ御配慮願ひたい。そういうことでひとつ御答弁をお願いいたします。

○秋田国務大臣 廃棄物処理も処理業者の資格要件等問題にならうかと思つております。ただいま問題にされました料金、もちろんこれがやはり確定的なふうにいる処理できる機構ができておりませんと、非常に困ることにならうと思ひますから、その点どういふことですか、条例等できめるようにするか、調査検討いたしまして、急速に適正な措置をとるよう配慮いたします。

○和田(一)委員 その点につきましては、こういうことなんです。一般家庭の汚物に対しては、市町村がとる場合は条例でそれをちゃんと定める。ただ産業廃棄物についての業者のその分はなないので、これは重大問題ですから、さっそく考へていただきたい。

最後に、大蔵省にお聞きいたしますけれども、昭和四十六年度の予算要求が自治省から出ております。その点についてどうですか。全部のんでいただけるのですか。その御答弁を聞いて私の質問を終わります。

○後藤説明員 自治省からいろいろな要求が出ておりますけれども、これは現在目下真剣に作業しておりますので、のむのまないというお話はひとつかんべんを願ひたいと思ひます。

○和田(一)委員 以上で終わります。

○菅委員長 山口鶴男君。

○山口(鶴)委員 人事院総裁が内閣委員会の審議の関係でお忙しいようですから、最初に人事院総裁に幾つかの問題をお尋ねをいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、古屋委員長代理着席〕
いわば毎年繰り返して論議されている点が多いわけですが、今回一二・六七%、八千二百二円ありますが、勧告を出しにいたしました。この勧告を出しになりました根拠であります。人事院の民間企業の調査、これが対象企業の規模が百人以上、五十人以上の事業所ということになつておるわけですが、現実に国家公務員との比較を行なう対象企業としては、実情に即さないのではないかと。少なくとも五百人程度の企業を対象として調査をするということになれば、公務員との比較ということになりました場合、無理がある。特に

労働省の調査によりまして本年の春闘の賃上げ率は一八・三%でありますから、昇給率等を控除いたしまして、一二・六七%ではあまりにも低きに失するのではないかと感じを、私どもも持たざるを得ないわけです。時間もありませんから、簡単に聞きますから、それに対する総裁の考えをお示し願いたい。

○佐藤(連)政府委員 労働省調査の一八・三については、これはかつてお答えしたこともあると思いますが、大手をつかまえての、しかも数少ないものが対象となった結果の数字でございますから、私どもの数字とにわかには比較はできないと思ひます。

ただ、御指摘のように、百人、五十人は少し規模が小さ過ぎやしないかというのが、われわれとしても問題点であろうと思ひます。率直に申しますと、特に私ども昔から役人をやっている者としては、五百人とおっしゃらずに、千人、二千人くらいのもので比べる方がいいのではないか、いくらかの気持ちを持っておるわけです。しかし、これは今日の憲法で、公務員も労働者である、全体の奉仕者であるということで、昔の天皇の官吏とは、基本的に立場が変わってしまったと思ひますし、しかも給与についてはやはり国民大衆の納得もいたなければならぬということから、われわれが比較する対象も、やはり日本の全企業従業員のせめて半数くらいをカバーするところを押えて、その水準がこうなっている、ぜひこれはこのままでお通しいただきたい、成立させていたいただきたいというようなことでまいりませんと、説得性も少ないだろうということで、前は御承知のように、五十人だったのを、近年百人に上げました。多少そういう諸情勢をにらみ合わせながらの格上げをしておりますけれども、そういう基本の格上げをやっておりますので、周囲の情勢がさらに変わってくれば、またそれによって考えていかねばならないということでございます。

○山口(鶴)委員 総裁、千人、二千人というお話をされました。私どもやはり納税者の立場というものも考えなければなりませんけれども、そういう意味で、五百人は当面どうだという、いわば控え目な提案をしたわけでありまして、少なくとも来年におきましては、五十人を百人に引き上げたと同じように、せめて五百人程度に引き上げるということ、ひとつ対処していただくように、これは要請しておきたいと思ひます。

それから、前々から問題にいたしております住宅手当、今回転勤のある事業所の民間の住宅手当の支給状況も六〇%をこえたというようなことで、三千円の住宅手当を勧告された。従来から見れば進歩でございますが、努力は大いに多いたしたいと思ひます。ただ、縛りがかかっているのです。いわば借家であればいいかぬということになっているわけでありまして、国家公務員の場合もそうだし、また私どもが特に問題にしなければならぬ地方公務員もそうですが、労働金庫その他から融資を受けて、そうして住宅をつくったという諸君もずいぶんおられるわけあります。当然それに対して月々多額の返済をしておるわけでございます。こういう者が住宅手当の対象にならぬということは、いかにもこれは理解しがたいと思ひます。それからまた、持ち家につきましても当然修繕費もかかり、固定資産税という税金の負担もかかるわけでございます。そして、そういうことを考えれば、持ち家全部に対して住宅手当を支給するというのも当然考えていいのじゃないか。したがって、今回はこういう形で縛りがありますけれども、将来その縛りを取っ払うというつもりは人事院としてはあるのかどうかです。

○佐藤(連)政府委員 そういう周辺のむずかしい、めんどろな問題のあることは重々承知の上で、しかもここに大決断をもって踏み切ったというところは、大いに評価していただきたいと思ひます。しかし、われわれの当面のねらいは、そういうようなところはあらゆる面を考えた上で行き届いた措置をとろうというまでの段階、結論にはなっていないわけなんです。それらのこと

は、いまお話しのとおり、後日の問題でやはり検討問題にしたい。しかし、当面は、安い公務員宿舍に入っている人を入っていない人、このバランスにまず目をつけて、そこから取りかかっている、そういう気持ちで踏み出したわけでありま

○山口(鶴)委員 人事院の勧告は国家公務員を対象にされることはよく理解しておりますが、しかし、国家公務員に対して勧告されたものが、いわば地方公務員にも及んでいくという現在の制度になつてはいるわけですが、地方公務員の場合は、公務員宿舎というのは国家公務員よりも率はずっと低いんじゃないかと思ひます。ですから、確かに男前をもつて踏み切つて、安い公務員宿舎に入つておる者とならない者との差を埋めるといふこと、理解はいたしますが、しかし、先ほど私があげたような問題もあるわけでございます。それだけではないか、これはやはり将来拡充をしていかなければいかぬ、当然拡充する。まあ、とりあえずそういうことで踏み切つたということですから、当然将来は拡充していくお気持ちは十分あると思ひますが、この点については重ねて御決意を承りたいと思ひます。

それからついでに聞きますが、特別給なんです。昨年〇・〇八を切つた。本来ならば四捨五入すべきであつて、八を捨ててということではおかしい、八捨九入ではおかしいじゃないかということをお願いしたわけなんです。ところが、今回は〇・〇九を切つまして、〇・二カ月の勧告をお出しになつた。こうなりますと、これは九捨十入ですから、これは完全な切り捨てということになるわけでありまして、今度の公害国会でも教科書の問題が議論されましたが、大体、小学校の教科書、中学校の教科書も、小教点以下の扱いは四捨五入というのが常識になつてはいるわけ、だから、これは国民常識に合わないじゃないかと思ひます。したがって、どうしてそういう国民常識からはずれた九捨十入というふうなおかしなことをされたのか、お伺いをしたいと思ひます。

○佐藤(連)政府委員 おっしゃるとおりで、去年も切つた、ことしも切つた。これはとてもぐあいが悪いなという気持ちは十分持つて、なおかつ踏み切つた。今度はマイナスのほうに踏み切つたわけでございますけれども、これは従来それらの小数点以下、二から下のこの端数は切り捨ててずつとまいっております。その理由とされておりますのは、やはりこれは各企業におけるその年の業績というものに依りてきめられるものである。極端な例をいへば、業績が悪ければ落ちることもあるというふうな性格のものだ。そこで、わがほうはそれに一応便乗はしますけれども、それを各企業の分に水増しをしてまでやらんぬものかどうか。かつわがほうの制度としては、一応国家公務員法という恒久法の形をとつて、その中にこのパーセンテージが入つてまいりますから、企業の場合ほど上げ下げ——ことに下げるほうなことを考えますと、あまり下がらないほうがいいという面もございます。そういうことをあわせ考えて、従来切り上げはしないということできておつたんだらうと思ひますが、またそれは私は正しいと思ひます。

○山口(鶴)委員 正しいと思ひ切るのは、どうも私も賛成しがたいわけで、去年〇・〇八切られる、ことしも〇・〇九切るといふことは、これはまずいと思ひます。これは幾ら議論しても水かけ論でしょうから、やはりそういう九捨十入というふうな国民の常識——佐藤人事院総裁もかつて小学校のときに習いました算術の教科書にも反するということを御指摘申し上げておきたいと思ひます。

次は、高齢者の昇給延伸の問題ですが、昨年の国会におきまして、この地方行政委員会には珍しく強行採決というふうな遺憾な事態がございました。大体地方行政委員会という委員会は、警察法改正のときに強行採決ということが例があつたんです。ありますが、警察法以外の法案で強行採決をやつたというのは、輝ける地方行政委員会の歴史に一大汚点をしるしたのではないかと、いふうに

私ども考えておりますが、その問題がこの定年制法案であつたことは、人事院総裁も御記憶あらうかと思ひます。

今度見ますと、一般職の職員につきましては、当面五十八歳ですが、それから現業職員、医療職の職員等は六十歳、これをこえた職員につきましては、明年の四月一日から昇給延伸をしようというやうなことが今度の勧告の中に出されております。昨年そのやうな趣旨がばく然として勧告に書かれておつたことを記憶いたしておるわけですが、何か私どもとしまして、定年制法案について地方行政委員会の大汚点をしるしたやうなトラブルがあつた、どうもそつちがうまくいかなかつたから、今度はこの昇給を押えてやるやうというやうなことでは、これは江戸のかたきを長崎でとるというやうなことになるわけでございます。人格者である佐藤人事院総裁はそういうえげつないお考えは持たないだらうと期待しておつたんでありますが、どうも勧告を見るとまづい点がある。この点、定年制というものは国家公務員にはないわけですが、これとの関連は一体どういふお考えなのですか。また、こういった勧告を何でも明年四月一日から実施をしようとお考えなのですか。あわせてお聞かせをいたしたい。

○佐藤(達)政府委員 国家公務員の場合の定年制につきましても、これは公務員制度の上では基本的な重大問題でございますから、私どもも十分検討はしております。同時に各省における職員の年齢構成というものは常に見てまいつておりますけれども、国家公務員の場合については、一方勸奨退職というやうなことも行なわれてゐるということもありまふけれども、差し迫つて定年制を実施しなければならぬというところまではまだ機は熟しておらぬ、そういう条件が整つておらぬと私どもも考えております。したがつて、定年制の問題は全然お預け。

そこで、今度の問題はそれとの関係があるかどうか、これは全然ございせん。これは完全に給与制度、特に昇進制度の合理化——合理化という

ことばにはいい意味と悪い意味とにおとりになる方がありますが、私どもはこれはいい意味での合理化であるというふうに考えておる。それにとどまるわけですが。

実施時期をなぜ急ぐかということも、これまた踏み切つた一つの——これはあまり大きな声で申し上げるべきではないかとも思ひますけれども、まづ一つのデータとしては、民間調査の結果、若い人のパーセンテージを比べてみると、給与水準を比べてみても、公務員の若い人が民間よりずっとへこんでおる。ところが、五十六歳以上の公務員の方々と、それに対応する民間の方々とを給与を比べてみると、向こうのほうがずっと下がつておつてこつちが高い、ということから勘案しまして、このままほうつておいたら——去年の場合を常に私は深刻に思ひ出しますけれども、去年は、給与勧告は一けたか二けたかというところで、組合の方が一番熱心だつたですけれども、われわれも一けたか二けたかというところでやはり注目しておつた。そういう場合に、いまのマイナスイメージといふものをわれわれはかえております。あるいは去年一割だつたとか、そういうことは申しませんけれども、これが将来だんだんと積み重なつてまいります。○三割、○四割くらいのとこまでマイナスイメージとして大きく響いてくる。全体の格差の問題に響いてくる。全体の公務員としては損をするということになれば、今度は配分の問題として、もう相当功成り名遂げた御老人方と、若くてこれから働こうという働き盛りの人の配分の問題を考えた場合に、これが公平な配分と言えるかということになれば、やはりお年寄りのほうに片寄り過ぎるということになつてはまた公平とは言えないだらうということ、そういう筋論が中心になりまして、片や昇給制度として、民間においても多くの会社においては、もう一定年齢以上は昇給完全ストップあるいは昇給を延伸するやうなやうな制度をとつておるところが八〇%以上あるということも考えあわせまして、思ひ切つたわけですが、ただし、これは該当の方々に對してはたい

へんお気の毒なことになるといふことは十分わかつてゐる、しかし、それを忍んで大局のためにがまんしていただきたいといふことでありますけれども、それにしても今回のこの制度をしくについで、急激な衝撃がそういう該当の方々にと及んで、これはまたたいへんお気の毒なので、できるだけ衝撃を緩和するやうな形で生み出していききたい。しかし、さつき申し上げたやうに、生み出すものはやはり早いほうがいいという気持ちは一方ありまして、四月一日から、そういう法案になつております。

○山口(鶴)委員 民間で多くの企業は定年制をしてゐる。その例をいろいろ見ますと、三井で三三歳で止めたか、まあ、一種の不況対策のやうな意味で取り上げて、それが各企業に蔓延したといふのが実情のやうであります。しかし、現在の日本の人口、これからの産業発展等を考えてまいりますと、労働力不足といふことはこれは目に見えてゐる。そういう中でいかにしてお年寄りの方々に元気で働いてもらふかということが、これは国の基本的な重要問題としていま取り上げられてゐる。各種の審議会等でも、これらの諮問を受けて議論をしてゐる、こういう状況です。そういう中で、民間におきましても、定年制の延長といふのは、もうこれは各企業におきましてもどしどし行なわれてゐる、こういう状況でもございませう。佐藤人事院総裁も、御年配ではありまじやうが、元気で活躍もしておられるわけでありまして、そういう点を考えますと、いま確かに、民間と公務員と高齢者の年齢を比較した場合に、公務員のほうが高いといふ現実はあるけれども、ここの何年かの推移の中では、当然それも是正される傾向にあるかと思ふのです。ですから、そういうことを考えました場合に、何もいま現時点の調査において直ちにこういう措置をとるといふことは、これはやはり問題ではないだらうかといふ感じを持たざるを得ないわけですが、その点について御意見を承つておきたい。

○佐藤(達)政府委員 これは実は今回の勧告に

ついで、各新聞の社説、解説等いろいろな批判が出ておりましたけれども、評判のよかつたのは、いまのこれぐらいいじやないかと思うやうなことなので、事務次官の引き上げのごときはまことに評判が悪うございしました。これはあとでお話が出るかもしれませんが、別にそのお話をきくだけではありません。評判がいいほうだったので。

ところで、最近、御指摘のやうに、民間でも定年の延長といふことが盛んにいわれたり、五十何歳といふのが出ております。そういう場合に必ず出てきますのは、しかし昇給制度その他においてこれを調整していくべきだといふ論がある。あつた新聞の社説のごときは、そういう場合に今度の人事院勧告を見習ふべきであらうといふことまで書いたものもございしますが、その関係はそういうことで御了解をいただいたらよろしいと思ひます。結局われわれとしては、大きな立場からいって、また筋論から申しまして、正すべき筋は正すべきだ、それに尽きるわけでございます。

○山口(鶴)委員 せつかく人事院総裁、まだ聞いていただきたい点があるやうでございます。先ほど問題提示もあつたと思うのですが、いま内閣委員会の御都合もあるやうですから、人事院総裁に對するお尋ねは以上いたしておきまじやう。

自治大臣にお尋ねしたいと思ひますが、人事院勧告、内容的に私どもから見ますと、いろいろ問題がございします。特に制度からいって、人事院は国家公務員について勧告をする。しかし、この人事院勧告がそのまま地方公務員の諸君にも準用されてゐるという状況であります。しかし、私は、国家公務員の実態と地方公務員の実態とが相当違つてゐるやうなところがある。いろいろ例をあげてもあれですが、一、二にとどめたいと思ひますが、たとえば通勤手当の問題であります。

(古屋委員長代理退席、委員長着席)
さらに隔遠地手当の問題であります、確かに国家

公務員の中にも、たとえば地方におります農林省の出先機関である食糧事務所、統計事務所、こういう諸君は僻地にもおるわけでありまして、自転車等の通動、あるいはバイク等の通動という諸君も多いと思います。しかし、国家公務員全体、地方公務員全体を考えた場合に、国家公務員の場合は比較的地下鉄であるとかあるいは国電であるとか、こういうものを利用する通動の可能な諸君が多いと思いますが、地方へ行きますと、どうしても交通が不便である、一時間に一ぺん、二時間に一ぺんといううなローカル線やバスなんかを使っておったのでは、これはとても仕事にならぬということから、やむなくバイクで通う、車で通うという諸君が多いのは当然だと思います。それから隔遠地手当につきましても、これは運輸省、気象庁の職員等で僻地におる、たとえば灯台等につとめておる国家公務員の諸君もおるでしょう。しかし、僻地に勤務しております公務員というのは、これはやはり地方公務員のほうが圧倒的に多いというのが私は実情だと思うのです。そういったしますと、そういう実態を考えますと、私は、当然地方の人事委員会はそういった地域の実態、公務員の勤務実態というのを見て、そうして地方独自の勧告というものがあつてしかるべきだと思うのです。

通動手当は当然多くしよう、隔遠地手当についてもかさ上げしようとか、それから寒冷地手当等については役場の所在地等できめられておりますけれども、現実には学校とか、あるいはその他を考へますと、役場の所在地じやなくて、分校等で、役場はあつたかといふところにあつても、現実には学校は山奥にあるといふことで、この役場の指定とは別に官署指定をするといふようなことを当然考へていつてしかるべきだと私は思うのです。私は昨年そういう立場で、野田自治大臣であつたのですが、当然地方公務員独自の手当については、人事委員会がその地域の実態に即した勧告を出せといふふうに自治省は行政指導すべきだといひ、いたします、こういう答弁でございました。

で、私は聞きたいのですが、ことしの勧告はこ

れからいろいろ出るものが多いと思いますが、昨年の場合、人事院勧告とは別個に、当該府県の人事委員会がどの程度独自の手当の勧告をなされたのか、それがどの程度現実に実施されたのか、この点ひとつ承つておきたいと思うのです。

○山本府委員 地方公務員の給与につきましては、国家公務員の給与に準ずるといふたてまえをとつてまいつておりますが、先生もおっしゃいました通動手当等は、本年の勧告等にも、やはり実情に応じまして加算をするとか、そういう勧告が実は出ております。したがつて、準ずる幅なり準じ方というものがひとつ問題になつてまいるのであると考へております。自治省におきましても、給与問題研究会で御調査願ひました結果、国家公務員に準ずるといふたてまえはそれはそれでよろしい、ただ、準ずる幅なり準じ方は地方の実情があるから、その実情に合った合理的な線を考へるべきである、こういったことを言つておりますのも、そういう点からの御判断だと私たちは思つておるわけでありまして。したがつて、通動手当等につきましても、たとえば自転車を使用する等の多い場合におきましても、これに対する措置も考へておるようでございます。ただ、特勤勤務手当の制度につきましても、われわれといたしましては、現在のところは、あくまでこれは離島、僻地等の異動の円滑性という観点からできた制度であるとするならば、国とか県ということになりまして、これはかなり広い範囲で異動いたします。しかし、異動範囲の狭い市町村というふうなものにつきましても、国と同様なこういう特勤勤務手当制度を採用することについて問題があるといふことで考へておりますが、しかし、現実にはかなり広域的な合併が生れてまいつておりますので、この点につきましても、さらに実情を見て検討したい、このように考へておるわけでございます。

○山口(鶴)委員 府県の人事委員会が、こういう特殊な手当につきましても、人事院勧告よりはある程度上回つた勧告をした、それを実施するかどうかということになつた場合、自治省としては、

準用だから人事院勧告よりも上回つた実施をする。これは好ましくないといふようなことで、ブレーキをかけるといふようなことはせぬでしよう。その点はどうでしようか。

○山本府委員 その勧告の内容を見まして、合理的な基準といひますか、実情に合つておるといふような実態でございませう、これはブレーキをかけるということは考へておりません。

○山口(鶴)委員 さらに、国家公務員の給与と地方公務員の給与はどちらが高いとか低いとかいふ議論がございまして、どうも自治省——山本公務員部長はどうか知りませんが、以前の公務員部長はどうも高いほうにのみ関心を向けていたような傾向がありましていかにかと思つたのですが、やはり低いのもあるわけですね。特に町村職の給与が国家公務員よりも低い。学歴、経験年数等のラスパイレス方式等で計算いたしても、町村職の職員は国家公務員の八〇数%程度にしかなつていないという実情は、自治省でもよく把握しておられるだろうと思つたのです。これも昨年、私、自治大臣にお尋ねしまして、自治大臣は、当然そのような低い町村職の職員の給与改善のために努力をするといふことを明確に言明されたわけですが、その後一年たつてどの程度実効があつたのか、またさらに、今後より低い町村の職員の給与改善のためにどのような行政指導による措置あるいは財政措置といふものを考へておられるか。財政局長おられますから、財政的の措置についてもあわせてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○山本府委員 おっしゃいますように、町村の給与は、ラスパイレス方式で比較いたしますと低いほうであります。大体年々上がつてまいつておりまして、四十三年にはやつと九〇%という状況でございまして、これは内容を調べてみますと、たとえば初任給の決定の基準をつつておらないといふようなところもございまして、やはり給与といふのはつきり制度をつつて、初任給の採用なら採用の基準をつくる、あるいは給与法をこういふかつかうで上げていくんだといふような問題

がございまして、そういう指導は私どものほうでしてまいつております。現に地方自治体におきましては、交付税措置が国の給与改定に準じて措置されておりますので、町村におきましてもそういうことのないように、実は十分に指導してまいつております。

四十五年の新しいものはラスパイレス方式がまだ出ておりませんので、いずれその結果が出ましたら、御報告申し上げたいと思ひます。

○長野府委員 給与改定につきましても、地方公務員の場合は国家公務員に準じて給与改定をするといふことでございまして、財政的な措置をいたしましては、国家公務員に準じた財源措置をいたしたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 財政措置はやつてゐるが、山本公務員部長が言われたようなケースもあつて、現実には低いといふ実態になつてゐるわけでございます。あるいは大臣の御出身地の徳島でも町村職員の待遇が著しく悪いといふ点もあるのじやないかと思ひますが、全国的な問題として、やはりこれについては低いものをまずは正すといふことに自治省が力を入れることは当然だと思ひます。大臣としてどういふ決意で御指導されるか、承つておきたいと思ひます。

○秋田府委員 いろいろ地方的な事情もあるうかと存じます。しかし、これらを十分勘案をいたしまして、合理的な見地において低過ぎるものはこれを上げ、平均的にバランスのとれた——町村等において著しく低いといふような点については十分考へて、できるだけこれが増額を期してまいりたい。しかしながら、あくまでも合理的な見地に立ちましてやりたい、こう考へております。概してこれを引き上げてまいりたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 自治大臣、本年東京都が東京都の人事委員会の勧告を尊重いたしまして五月実施といふことをやうといひましたときに、いろいろブレーキをおかけになつたようであります

が、そちらのほうはいろいろ御熱心に文句を言つて、低いほうはほうっておくということでは全く片手落ちだと私は思います。東京都の知事さんに熱心に干渉することは私も反対であります。低いほうの市町村長さんに自治大臣が大いにハッパをかけますことについては、われわれ野党も大賛成をいたしますので、ひとつそういうことで御努力をいただきたいと思うのです。

さて、そこで問題は、行政(二)表、現業職員の問題です。実は今度公害法案の一つとして提案されました廃棄物処理法案、この第四条を見ますと、「(国及び地方公共団体の責務)」というのがございます。「市町村は、つねに清掃思想の普及を図るとともに、廃棄物の処理に関する事業の実施にあたっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。」こう書いてございます。

この清掃関係の業務に携わる職員は主として行政(二)表の職員だと思ひます。行政(二)表の職員の生計実態を見ますと、要するに、家族二人の生計を維持するというのが基本になつて行政(二)表の職員の給与体系というものはできています。だから、現業職員は子供を産んではいかぬというものが現在の人事院勧告の内容、それに準ずるといふことになるわけですね。そういうつれない態度でこの給与表をつくつてゐる。しかもこの廃棄物処理法におきましては、市町村は職員の資質向上に努めなければならない、非常にけつこうなことを書いておる。子供を産んではいかぬというような給与体系を押しつけておいて、職員の資質の向上なるといふことができますか。やはりこの際、町村職員の待遇改善とともに行政(二)表の職員、いわば現業職員の給与の抜本的な改善というものをすべきだと私は思ふのです。そうでなければ、清掃事業だつてうまくいきませんよ。この点ひとつお考え方を示していただきたいと思うのです。

○山本政府委員 いわゆる技能労働職、これらの方々の給与につきましては、やはり国の給与水準

に準ずるといつたてまえをわれわれはとつておるわけでございます。先般の給与問題研究会等におきまして、特に地方公共団体に特有な清掃職員、こういうものにつきましては、労働需給の關係とかあるいは民間の賃金というふうなものも考慮して、合理的な基準を考えたかどうかという案も出ておるわけでございます。したがつて、自治省におきましては、地方公務員特有のそういうものにつきましては、いま専門調査研究会で御研究をお願いしようというふうな考へております。しかし、国家公務員と同じような仕事をしておる者につきましては、必ずしも地方が特有だということと独得のものをつくるということとは問題があるのじゃないか、やはり国家公務員に準ずるといふ基本だけは守つていきたい、こういうふうに考へております。

○山口(鶴)委員 パリでもニューヨークでも、とにかく清掃関係の労働者がストライキをやつて、清掃業務が一週間くらいにわたつてストップしてこれが大問題になつたといふことは、よく御存じだろつと思ふのです。まさにいま都会といふものは清掃事業が円滑に行なわれてはじめて都市的生活といふことはできるのであつて、これがとまるということになれば、これはとにかく都市の機能は全く停止をしたといつて差しつかえないと思ふのです。それだけに大臣、清掃業務等はせつかく廃棄物処理法でもこういうりつぱなことをうたつておるわけですから、公務員部長からお話もありましたけれども、そういう職員の待遇の問題は、抜本的に改善するといふことで自治省は真剣に取り組んでいただきたいと思ふのです。御決意はどうでしょうか。

○秋田国務大臣 ただいま公務員部長から申し上げましたように、いろいろ専門調査研究会でこれらの点を研究を願つておりますから、そういう研究の結果も待たしまして、御趣旨に従ひまして前向きに検討、措置をいたしたいと思ひます。

○山口(鶴)委員 経済企画庁にお尋ねしたいのですが、九日の物価対策閣僚協議会、ここで物価

と賃金を誘導するガイドポストを設けてはどうかという意見が出たのであります。私はこのことは非常に問題だと思ひます。時間がありまけんから、あまりいろいろなことを申し上げるつもりはありませんが、いままでも所得政策といふのはしばしば政府内部でも議論になりました。しかし、この所得政策といふものを考える場合は、賃金だけを対象にするといふことは誤りだ。官澤経済企画庁長官も、当委員会に来て、そういう趣旨のことを言つたことがありますが、当然事業者所得なりそれから利子所得とかあるいは株式配当とか、そういったもの全般を見通した上で所得政策といふものを考えるなら考えなければ、これは全く片手落ちだといふことは当然のことだと思ふのです。今回新聞等で拝見したわけでありますが、閣僚協議会では、賃金と物価の悪循環といふようなこと、いわば賃金の上昇がコストインフレを招いてゐるのだといふような認識で、物価上昇の責任をすべて賃金に転嫁をして、したがつて、賃金だけを抑制する、そういう意味でのガイドポストを設けていくといふような趣旨の意見が出たといふことは、これは全く間違ひではないか、私はかように思ひます。この点経済企画庁のお考え方は一体どういふことなんでしょうか。

○矢野政府委員 御承知のように、現在消費者物価がかなりのテンポで上がつておりまして、これを何とかおさめていかなければならないといふその点につきましては、私も非常に強い要望なり決意を持っております。その場合に、消費者物価の上昇要因といふのは非常に多岐にわたつておりまして、ある一つの原因といふことではないと思ひます。ごく一口に申しますと、過去数年の高度成長のいわばツケが回つてきたのが多分にあると思ひます。現在、御承知のように、景気的情勢が従来の高度成長の過程からやや変わつてまいりまして、かなり鎮静化の様相を示しております。そうした状況のもとで、今後物価が上がりあるいはまた賃金がこつと同一程度に上がつていくといふことになりますと、物価と賃金、もちろんいろ

いろな所得も含めてですが、そうしたものの循環的な上昇が今後起こるおそれがあるかもしれまけん。そうしたことに関連しまして、賃金も含めて今後おそれました動向には重大な関心を持つておるわけでありまして。しかし、そうだからと申しまして、いまの段階で直ちにこのガイドポスト政策をとるといふ考えは、少なくとも経済企画庁としては持つておりません。

○山口(鶴)委員 経済企画庁としては持つていないが、政府としてそういう趣旨のことが論議されたといふことが報道されますと、きょうの新聞にも出ておりますが、堀越経団連副会長は、政府の考え方を聞いた上で経団連、経済同友会、日経連、日商などと賃金抑制の具体策を検討することとなる、といふような先走つたことを言つておるのですね。経済企画庁としては決して賃金のみガイドポストを設ける気はないといふ御答弁でありましたが、結局は財界の側はえたりかしこし、賃金抑制だ、明年の春闘は徹底的に抑制していこうといふふうに進んでいくことが私は問題じゃないかと思ひます。

そこで、新経済社会発展計画を拝見いたしますと、昭和三十八年から四十五年の実態を見ますと、一人当たり雇用者所得、いわば賃金労働者の所得は、年平均の伸び率が二・二％、これに対して一人当たり個人事業主所得の伸び率は、一年当たりの伸び率の平均が一四・二％です。ですから、むしろ賃金の上昇率よりは個人事業主所得の伸び率のほうが二％も高いといふことになつてゐるわけですね。それから昭和四十五年から五十年、新経済社会発展計画の計画年度であります。この五年間、一人当たりの雇用者の所得の伸びが一・一％、個人事業主所得が一人平均二・三％です。ですから、雇用者の所得よりも事業主の所得のほうが、年率の伸び率は若干であるが高いつつてゐることを見通しておられるわけですね。そういう中で、この賃金労働者、雇用者の賃金のみガイドポストを設けるといふようなことは、経済企画庁が中心になりましてつくりました、閣議決定によるこの計画の実態か

らいつても、今後五年間の見通しからいつても、私は全く間違つた考え方だ。より伸びているのはほかにあるわけですから、押えるならば、むしろそちらを押えるのが当然だ、こう思うのですが、この点はいかがでしょう。

○矢野政府委員 ガイドポスト政策、欧米にも若干の例はございますが、考え方としては、いま先生がおっしゃいますように、資金だけを対象とするものではありませんで、英語ではインカムズ・ポリシーというように、複数になっております。まさに所得全体を含めてのことでありまして、これを実施いたします場合の方法として、資金以外の所得について具体的にどういう誘導策があるかという点、かなりこれは技術的に問題があるかと思ひます。しかし、考え方としては、全部の所得でありますから、そのためにはあるいはほかの所得を直接誘導できない場合には、むしろ価格の面で誘導していくということもあるいは一般論としては考えられるかと思ひます。しかし、いずれにしても、現在の段階でそうした政策を具体的に導入するという考え方は持っておりません。

○山口(鶴)委員 自治大臣は物価対策閣僚協議会のメンバーですか。

○秋田国務大臣 メンバーであらうと思ひます。昨日出ましたから……

○山口(鶴)委員 であらうという自信のないことでは、大臣、困るのです。

そこでお願いしておきますが、やはり自治大臣は物価対策閣僚協議会のメンバーであらう——それはあるうであるかもしれませんが、公務員関係の資金をいろいろ議論します資金関係の閣僚協会のメンバーであることは、もう確たる事実ですね。ですから、そういう上に立って私は要請したいと思うのですが、当然地方公務員多数を抱えております自治体のお世話を自治大臣、いま申し上げたような点をお聞きいただいたと思ひますが、資金のみに対するガイドポストの設定などということは間違ひだということで、物価対策閣僚協議会のメンバーであるならば主張をいただき

たい、その考え方を示していただきたいと思ひます。それからさらに、資金関係閣僚協議会の一員として、そういった考え方が公務員資金に反映されることのないように、先ほど私が指摘したような問題もあるわけでありまして、地方公務員の諸君の生活向上のために努力をいただきますように、その点に対するお考え方も聞いておきたいと思ひます。

最後に、毎年公営企業職員が問題になります。地方公営企業の職員も地方公務員であることは間違ひないわけでありまして、地方公営企業職員の給与改定についても、自治大臣、積極的に努力をいただきますして、地方公営企業職員の給与改定に御努力をいただきたいと思ひますが、その御決意も承っておりますか。

○秋田国務大臣 地方公営企業の職員のベスアップがとかくおくれがちである点は、まことに御気の毒に存じておりますが、また企業の性格上やはり独立採算制をたてたといふので、企業努力によりその昇給の財源を出さなければならぬという点から、いろいろ苦心があるわけでございます。この点につきましては、個々の事業につきそれが健全化については前向きに御相談にのじてまいりたいと思つております。

物価と所得との問題につきましては、ただいま企画庁からお話のありましたとおり、非常に複雑な要因によるものでございまして、私といたしまして、専門家でございせんが、単に所得政策だけをもって万能薬として物価の鎮静に役立つとは考えておりませんけれども、しかしながら、この問題は、この段階におきまして、所得につきましても十分検討をしなければならぬ問題である。この意味におきまして、何も所得政策をとるといふ趣旨ではありませんが、昨日の物価対策閣僚協議会においていろいろ検討をされたことでありまして、検討は大いにしていかなければならないと考えております。

○山口(鶴)委員 であらうということじゃなく、自信を持ってお願ひしたいと思ひます。

○門司委員 あとでまた岡沢委員からお尋ねがあると思ひますから、ごく簡単に率直に聞いておきますけれども、この法律を出される考えなんです、何かといつて交付税を借りたり貸したりするようなことが大體よろしいかどうかということなんです。こういうくせをつけるということ、これはどういう考え方なんです。いままでは貸して、まだ三百億ぐらい残っているわけですが、大蔵省から返してもらう分が。そういうものがそのまゝになっておつて、そして法律で返す年度が来年度になつてくるから、四十五年度の中へ入れられないという理屈は一応あるかもしれない。あるかもしれないけれども、大蔵省から早く返してもらつたらどうなんです。か。そういう点は政府内部で交渉できませんか。

く、自信を持ってお願ひしたいと思ひます。

○門司委員 門司亮君。

○門司委員 あとでまた岡沢委員からお尋ねがあると思ひますから、ごく簡単に率直に聞いておきますけれども、この法律を出される考えなんです、何かといつて交付税を借りたり貸したりするようなことが大體よろしいかどうかということなんです。こういうくせをつけるということ、これはどういう考え方なんです。いままでは貸して、まだ三百億ぐらい残っているわけですが、大蔵省から返してもらう分が。そういうものがそのまゝになっておつて、そして法律で返す年度が来年度になつてくるから、四十五年度の中へ入れられないという理屈は一応あるかもしれない。あるかもしれないけれども、大蔵省から早く返してもらつたらどうなんです。か。そういう点は政府内部で交渉できませんか。

○長野政府委員 貸し借りの問題は、確かに御指摘のようなことがあるわけですが、今回の給与改定という問題になりますと、やはり財源措置が必要でございます。その場合に、国のほうで国家公務員についても措置が必要だと私は思ひます。ですから、国の場合におきましても予算補正の必要があると思つておりますが、その予算補正の時期がたまたま今回でないということになつたわけでありまして、地方の給与改定についての財源措置は、国の公務員法の改正と同時に財源措置を明らかにいたしませんと、同時に地方が給与改定を行なうことができない。したがって、国の予算補正によるこの際の交付税の増というものをいま期待するわけにまいりませんので、いまは借り入れ措置をいたしまして財源措置にかえていく、こういうことにいたしましたわけでありまして、

○門司委員 あまりこの問題で押し問答はいたしませんけれども、どうも見ていますとおかしいですね。貸している分があるなら、返してもらふことの方が——政府内部の処置でできることですか。どうしてもそれができないというなら別の話ですが、繰り上げて償還してもらえばいいのであつて、何もこの際、こういう大きな借金をしな

くても済んだと私は思う。こういうことが地方財政に及ぼす心理的影響というものは実際に大きいのです。借金五百五十億残る。そして厳密に言えば、私は三百十億だと思ひますが、三百十億は向こうに貸しておるといふようなものと考え方について、私はもうこれ以上追及はいたしません、少し政府は考えてもらいたいと思ひます。それからもう一つ聞いておきたいと思ひます。これは、この財源措置は公営企業に及ぼすものであるかという点は、私はこれは一般財源であつて、公営企業にはこの財源を及ぼさない、こう解釈しておるのではありませんか、そのとおりですか。

○長野政府委員 そのとおりでございます。

○門司委員 そうだとすると、結局、公営企業はなほ独立採算制をとつておりますので、当然そつちで支払えという理屈は一応成り立つ。しかし、人間の生活をしていくのは同じであつて、それから公務員としての立場からいへば、公営企業に従事している諸君が公務員でないとは言へません。そうしてこれは、憲法上からいへば、いずれも地方住民に奉仕をする人たちであることには間違ひない。そうしてその昇給自身というものがきつた理由というものが、地方の公共団体で定期昇給したとか、あるいはお金が多つたから少しよいやつてよしいのだというものではないと私は思うのです。いわゆる生活に必要な人事院の勧告に基づく昇給であるとするならば、今度の給与はやはり公営企業にも及ぼすべきだと私は考えておる。ところが、これがこの処置ではできないということになると、公営企業に従事している諸君の財源は、一体どこから出てくるのかということになる。立つたついでだから、もう少し申し上げておきますが、御存じのように、特別の援助を受けているいわゆる再建団体というところでは、年じゅうこのために地方公共団体ではもめているのです。そうしてまだ去年の分も満足にベスアップが行なわれていないというところがある。そのことのためにストライキをやると、みんな地方住民が迷惑するのはだれかという、みんな地方住民が

迷惑することになる。この悪循環に対して、一体どうお考えになるかという事です。これが単なる企業の中からくるあるいは事業の経営の中からくる当然の定期昇給のようなものであれば、おまえさんは赤字だから待ちなさいということが言えるかもしれない。しかし、少なくとも人間の生きていく要素を中心に、物価が上がったとかあるいは社会の情勢がこうだという社会的要因によって出てくる問題を、企業の内部にこれを押しつけていくことについては、私は、この点はいささか問題があると思う。そういうふうにお考えになりませんか。私は、これは社会要因からくる一つのベースアップだという考え方のほうが、正しいと思うのですが、それを企業の中だけで、独立採算になっているからという、表向きといいますが、条文だけにとらわれて、ここに及ぼさないという点はいかがかと思うのですが、一体この点はどうなんですか。

○秋田国務大臣 近來御指摘の点が非常に問題になっておることを承知いたしております。したがって、独立採算制のたてまえを固執してはいけないうのだという御議論もあるわけでありまして。しかしながら、この点につきましては、十分検討をいたしまして、この非常に激しい社会経済状態の変化によって、公営企業の本質からどうなるのだという点を、私はしさいに深く検討してみよう必要があるかと思ひます。都市交通等につきましても、その種の研究機関ができておると承知をいたしております。したがって、今後それらの研究機関の詳細な検討によって、結論をいかにするかはさらに検討してみたいと思ひます。ただいまのところは、やはり独立採算制のたてまえによりまして、内部の合理化等によって所要財源を捻出する。そうしてさらに経営のあり方につきましても、総合的に多角的に各方面から改善をする、こういうことで個々に処置をしてまいりたいと考えております。しかし、今後の行き方につきましてもは、さらに検討を要するものと考えております。

○門司委員 時間の関係もありますから、これ以上私は聞きません。しかし、いま申し上げましたように、社会要因からくるベースアップの問題を企業に結びつけて考えるという事は、今日、私は、公務員法のたてまえからいってもあるいは公営企業法のたてまえからいってもおかしいと思う。そうして最近の交通関係の赤字というものは、内容がずさんであるとかあるいはいろいろ問題が私にあると思ひますよ。あると思うが、しかし、大部分と言つていいほど、社会要因なんです。市電が赤字になるからといったところで、これは赤字になるように社会要因ができておるのであつて、これだけ交通が混雑してくれば、そうなることはわかり切つたことであつて、そうだとすると、今日の公営企業に対する赤字の要因も社会要因であり、ベースアップも社会要因であるならば、これは差別する必要があるんじゃないかという考え方に立つ必要があるんじゃないかということ。企業サイドだけで集約できる、さつき申し上げましたような定期昇給であるとか何とかいうようなことについては、あるいはそういうことが配慮されるかもしれない。これは独立採算制だからということがあるいはないかもしれない。しかし、ここで私は独立採算制がいいか悪いということのぼつた議論はいたしません。その限りにおいては、そういうことがいえるかもしれないが、今日の人事院勧告のたてまえというのは、そういう企業サイドの問題じゃございませんので、いわゆる社会情勢に應じたベースアップに対する勧告でありますから、これは私はやはり公営企業の諸君に対してといへども素直に受けて立つというところが順序ではないかと考えておることです。それがこの法案には忘れられていくことになると思います。これはいかにがかと実は考える。これはこの法案というより、むしろそういうことになれば、別個の法案があるいは必要かもしれない。そういうことでは地方の公共団体というのは、円満に住民の利益を守つていくという立場、ことに今日のよくそうしておる交通関係というふうなものが円満にやれない。さつき言ひましたように、ストライキ等があつたりしてはほんとうの地方の住民が迷惑する。これ

私は政府の配慮が足りないんじゃないかと思ひます。この点については、もうこれ以上文句は言いませんが、ひとつよく考えていただきたいと思います。今度のベースアップの本質というものと公営企業の本質というものを考えていただければ、私のいま話していることは大体おわかり願ふと思うのです。

したがって、今後の問題にならうかと思ひます。これはこれとして一応始末をつけまして、公営企業のほうは今後の問題にならうかと思ひますが、ひとつ大臣のほうも当局者のほうもその点は十分配慮していただきたいということを希望申し上げます。おきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○委員長 岡沢完治君。

○岡沢委員 持ち時間の範囲内で一つの問題だけやらしてもらいたいと思ひます。

国家のあり方としていわれる高福祉高負担というのをいわれます。私は、公務員のあり方と申します。行政機関のあり方として、いわゆる高給与高能力率ということが正しい姿ではないかというふうに感ずるわけがございます。最近、私の選挙区にございます高槻市と茨木市という二つの市が、高槻市のほうには、市長が背任容疑で検察庁の臨時検問を受けるという事態が発生いたしております。隣接する茨木市では、すでに市長が選挙違反と背任で有罪の判決を受けました。いま控訴中でございますが、市民からリコール運動が行なわれております。これはいずれも二十万都市でございまして、こういう都市ですら、市民のほうから見ても、行政当局に対する不信ということを全く払拭できないような事態が相次いで起こっているわけでございます。これはひとり私の選挙区だけの現象ではないと思ひます。最近の地方公共団体の住民に対して負つております行政内容と申しますのは、今度の国会でも明らかにされておりますように、公害を中心としまして高度の技術、新しい分野の事務能力を要求されているわけでございます。これにつきましても、最近の地方公共団体の

は私は政府の配慮が足りないんじゃないかと思ひます。この点については、もうこれ以上文句は言いませんが、ひとつよく考えていただきたいと思います。今度のベースアップの本質というものと公営企業の本質というものを考えていただければ、私のいま話していることは大体おわかり願ふと思うのです。

実態と申しますか、行政能力あるいは人の問題等を考えました場合に、国民の立場からしてきわめて不満足なものと指摘しても、私は決して言い過ぎではないというふうに感ずるわけでございます。そうしてまたこの委員会でも三万都市法案、前国会で通りましたが、七月から施行されてすでに五カ月になりますが、新しく二十八市が誕生しておる。市にはなりませんが、その行政の内容、人的構成、全く市民の負担にたいするかどうかという点では問題があるかと思ひます。自治省として、地方自治行政、自治というたてまえから、自治省が関与されるべき分野には限界があることは十分承知いたしておりますけれども、地方行政の改革については、特に公務員の研修等あるいは事務配分等について、結局一人一人の公務員の自覚ももちろん必要でございますけれども、やりがいのある職場あるいはやりがいのある仕事を与え、仕事を明示するということが、現在実質的な能力のない自治体に対して行政指導することが、自治省としてもきわめて重要な分野ではないかと思ひます。担当行政局長はお見えでないようでありますから、公務員部長、なお、財政局長は四十三年当時行政局長をしておられて、当時行政改革についてのアンケートの責任者でもあつたと思ひますが、そういうことも含めてお答えいただきたいと思います。

○秋田国務大臣 現代の地方行政の職務はいよいよ複雑になり、また公害等いろいろあるわけですから、種類も多くなつてくる。これに対する高度の行政処理能力が要請されるわけでありまして。したがって、自治省といたしましては、地方自治の範囲を侵さない立場に立ちまして、地方公共団体の理事者並びに職員その他の方々のこれらの行政処理能力の向上につきましても、重大な関心を持つて適切な指導を時々刻々にいたしておるわけでございます。この点に關しましては、高能力率を高賃金と申しますか、適切な賃金及び俸給の実現を期しておるところでございます。

上げまして、質問を終わります。

○菅委員長 本案に対する質疑はこれにて終局いたしました。

これより討論を行なうのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○菅委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。

ただいま議決いたしました法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菅委員長 次回は、明十一日午前十時より理事会、十時三十分から委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十五分散会

N